

令和2年度(2020年度)

事業計画書

社会福祉法人 ありんこ

◇ 法人本部	1	～
◇ 障害福祉サービス事業所ありんこ	6	～
◇ ライフサポートセンターさかえ	16	～
・ GHあさひ GHそよかぜ	17	～
・ 短期入所事業所 ありが亭	20	～
◇ ライフサポートセンターありんこ	21	～
・ 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	22	～
・ 障がい者就業・生活支援センターありす	26	～
・ 訪問型職場適応援助者事業	30	～

* 富士北麓基幹相談支援センターふじのわ事業計画

令和2年度事業計画 社会福祉法人ありんこ

<法人の概要>

種類及び名称	社会福祉法人ありんこ		
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号	(TEL)0555-22-7217	
責任者	理事長 渡 邊 秀 樹		
設立年月日	平成 13 年 10 月 26 日		

<法人の事業>

■第二種社会福祉事業の実施

令和2年4月1日現在

種類及び名称	障害福祉サービス事業所ありんこ					
所在地	山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号					
電話番号	0555-22-7217	FAX番号	0555-22-7218			
代表者	施設長 桑原由紀枝		サービス管理責任者	桑原由紀枝		
事業開始年月日	平成 22 年 4 月 1 日			金森大		
事業	自立訓練(生活訓練)	定員 6 (現員 4)	事業所番号	山梨県指定 第1911200275号		
	就労移行支援	定員 6 (現員 6)	開所時間	9時 ~ 16時30分(7.5時間)		
	就労継続支援B型	定員30 (現員 36)	開所日	月~金曜日(土日祝日の開所あり)		
	就労定着支援		開所日数	当該月数から8日を除いた日数/月		
職員	職 種	施設長 兼 サービス管管責任者	副施設長 兼 生活支援員	サービス管理責任者 兼 生活支援員	生活支援員	職業指導員
	人 数	1	1	1	6	8
	職 種	就労支援員	職業指導員 兼 就労定着支援員	目標工賃達成指導員	調理員	
	人 数	1	1 (兼務)	2	2	
サービス内容	生活訓練	基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための自己管理能力や体力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練の提供を行います。				
	就労移行	<p>① 一般就労に必要な基本的知識や能力の習得、向上を目的とした、健康で健全な生活の確立、働く意欲や意識の育成、言葉遣いや挨拶などコミュニケーション能力の学習、通勤等移動手段確保の訓練など必要な支援カリキュラムによる指導、訓練を行います。</p> <p>② 作業能力の開発や技術習得を目的に、事業所内における受注作業や生産活動、農作業やリサイクル作業などを通じ、可能性を引き出し職種の選択の幅を広げ、就労に結びつけられる支援の提供を行います。</p> <p>③ 施設外就労や支援をはじめ、一般就労に向けた様々なプロジェクトを活用し、職場実習や訓練を行い、より具体的に必要な能力の習得とマッチングを図ります。</p>				
	就労定着	所定の障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行います。				

種類及び名称		障害福祉サービス事業所ありんこ
サービス内容	就労継続B	<p>① 企業からの受託作業(部品組み立て、印刷物等仕分け、紙器加工、野草等の計量梱包、バリ取り、資料や看板作成など)。</p> <p>② 野菜や果物等作物を栽培する農作業、収穫物や仕入れ品を活用した調理作業、古着や廃棄物を活用したりサイクル作業、ビーズや和紙等を利用した製品作り等を展開し、事業所、道の駅、インターネット、各種イベントなどで販売します。</p> <p>③ 就労に必要な知識や能力の開発、習得のための指導や支援に取り組むと共に、うどんカフェ及び企業等における実習や施設外就労、施設外支援等を実施し、就労移行支援につながる育成を図ります。</p>

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称		グループホームあさひ	
所在地		山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL)0555-22-3770	
バックアップ施設		障害福祉サービス事業所ありんこ	
事業開始年月日	平成 19 年 11 月 1 日	管理者	桑原 節子
事業所番号	山梨県指定 第1921200026号	サービス管理責任者	桑原 節子
職員	世話人 7 名 (非常勤 7 名)		
利用定員	男性 5 名 (現員 3)		
従たる事業所		グループホームそよかぜ	
所在地		山梨県富士吉田市下吉田5丁目13番18号 (TEL)0555-23-0294	
利用定員	女性 7名 (現員 7)	事業開始年月日	平成19年11月 1日
事業の運営方針	障害をもつ方が、地域で当たり前のように生活できるような環境づくりを目指し、本人の意思及び人格を尊重し、健全で主体的な生活が送れるように、利用者の立場に立って援助を行い、自立生活や地域活動の充実を図ります。		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称		短期入所事業所ありが亭	
所在地		山梨県富士吉田市旭 2丁目15番12号 (TEL)0555-22-3770	
バックアップ施設	グループホームあさひ	管理者	桑原 節子
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日	事業所番号	山梨県指定 第1911200473号
利用定員	3名		
職員	生活支援員 9名		
事業の運営方針	ご家族の疾病その他の理由・都合等により短期の施設入所を希望される方に入浴・排泄及び食事の支援・その他必要な支援を適切に行います		

■第二種社会福祉事業の実施

種類及び名称	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ（障害者(児)相談）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	管理者 角張 洋和	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
相談担当者	相談支援専門員 2名（専任 2名（常勤 1名・非常勤 1名））		
事業の目的	<p>①指定計画相談支援及び指定障害児相談支援 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう心を配り、利用者または障害児の保護者の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関と連絡調整を行いながら障害福祉サービス等の利用を希望する方に、サービス等利用計画案作成からモニタリングに至るまでの一連の相談支援業務を行います。</p> <p>②指定一般相談支援事業 精神病院や入所施設から退院、退所し、地域での生活が可能な方の地域移行に係わる支援や、地域での生活が安全に安心して営まれるよう地域定着に必要な支援を利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち関係機関と連携を図りながら適切な支援を提供します。</p>		

■公益事業の実施

種類及び名称	障がい者就業・生活支援センターありす（国、県からの委託事業）		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成23年 4月 1日
職員	主任就労支援員（常勤 1名） 就労支援員（常勤 1名） 生活支援員（常勤 1名・非常勤 1名）		
事業の目的	就職を希望する障がい者、職場不適應により離職した障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。		

■公益事業の実施

種類及び名称	訪問型職場適応援助者事業		
所在地	山梨県富士吉田市新西原3丁目4番20号		
電話番号	0555-30-0505	FAX番号	0555-30-0506
代表者	センター長 三浦 誠	事業開始年月日	平成28年 4月 1日
職員	訪問型ジョブコーチ 2名(兼務)		
事業の目的	事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指し、対象障害者がその仕事を遂行し、その職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて支援します。 障害者ご本人だけでなく、事業所や障害者の家族も支援の対象とします。		

<法人の運営>

- 理事会の開催…………… 6月(事業報告、収支決算の承認ほか)
3月(事業計画、収支予算の承認ほか)
その他必要に応じて理事長が招集
- 評議員会の開催……… 6月(事業報告、収支決算についての審議ほか)
3月(事業計画、収支予算についての審議ほか)
その他必要に応じて開催
- 法人内部監査…………… 5月(終了後理事長に提出し理事会で報告。富士吉田市長へも提出)
- 法務局への登記……… 資産、役員、定款等に変更ある場合(6月及び必要時)

<事業内容>

- ・ 地域における公益的な活動の推進
- ・ 地域における障がい者や障がい福祉についての啓蒙・啓発活動
- ・ 大規模災害や地域ごとに予測される災害への対策や福祉避難所の在り方の検討
- ・ 富士北麓地域基幹相談支援センターへの職員派遣
- ・ 今後の事業展開とビジョンの策定 ～ 新規事業を見据えた活動
- ・ ホームページや情報公開サイトの更新などの、外部への情報発信の整備
- ・ 法人組織体制の強化と整備・各種規定の整備
- ・ 「支援力」を高める

<各種委員会>

◎ 防災・防犯委員会

- 4月 令和2年度の防災・防犯マニュアルの作成（緊急時の役割分担・連絡網 等）
自主検査(建物構造、避難・火気・電気設備) 消防用設備自主点検
消防設備点検（三和防災(株)）
- 5月 防犯訓練（日中活動支援部）
- 6月 防火管理者講習
防災訓練（日中活動支援部:消防署立会） 防災訓練（居宅生活支援部）
- 7月 防犯訓練（居宅生活支援部）
- 9月 防犯訓練（相談支援部）
- 10月 自主検査(建物構造、避難・火気・電気設備) 消防用設備自主点検
消防設備点検（三和防災(株)）
- 11月 防災訓練（日中活動支援部・居宅生活支援部・相談支援部）

◎ 虐待防止委員会

- 6月 定期委員会（職員向け虐待についてのアンケート作成 ほか）
- 8月 定期委員会（虐待についてのアンケート調査、集計 ほか）
- 10月 定期委員会（法人内部研修の開催準備 ほか）
- 12月 法人内部研修
- 1月 定期委員会（研修の反省 ほか）

◎ 安全衛生委員会 立ち上げ予定

<理事・監事>

役職名	氏名	職業	就任期間
理事長	渡邊 秀樹	会社役員・福祉団体役員	R1.6 ~ R3.6
理事	宮下くに江	福祉団体代表	R1.6 ~ R3.6
理事	高橋 敏夫	福祉団体役員・保護者団体役員	R1.6 ~ R3.6
理事	小俣 勲	福祉団体役員・市相談員	R1.6 ~ R3.6
理事	辻澤 文男	福祉事業主・村相談員	R1.6 ~ R3.6
理事	桑原由紀枝	管理者	R1.6 ~ R3.6
監事	勝俣 高明	公認会計士	R1.6 ~ R3.6
監事	渡邊 勝義	福祉団体役員	R1.6 ~ R3.6

<評議員>

氏名	職業	就任期間
伊藤 正範	福祉団体会長	H29.4 ~ R3.6
勝俣 進	NPO法人理事長	H29.4 ~ R3.6
萱沼 俊夫	会社役員・元ボランティア団体会長	H29.4 ~ R3.6
佐藤 幸治	保護者会副会長	H29.4 ~ R3.6
白須 重光	保護者会会員	H29.4 ~ R3.6
遠山 睦子	寺役員	H29.4 ~ R3.6
藤井 悦子	介護サービス事業所施設長	H29.4 ~ R3.6
渡辺 美範	会社経営・ボランティア団体役員	H29.4 ~ R3.6

<評議員選任・解任委員会>

氏名	職業	就任期間
三浦 廉男	ボランティア団体役員	H29.4 ~ R3.6
宮下 正男	富士吉田市監査委員	H29.4 ~ R3.6
		H29.4 ~ R3.6
白須 久美子	法人事務管理部	H29.4 ~ R3.6

令和2年度事業計画 障害福祉サービス事業所ありんこ

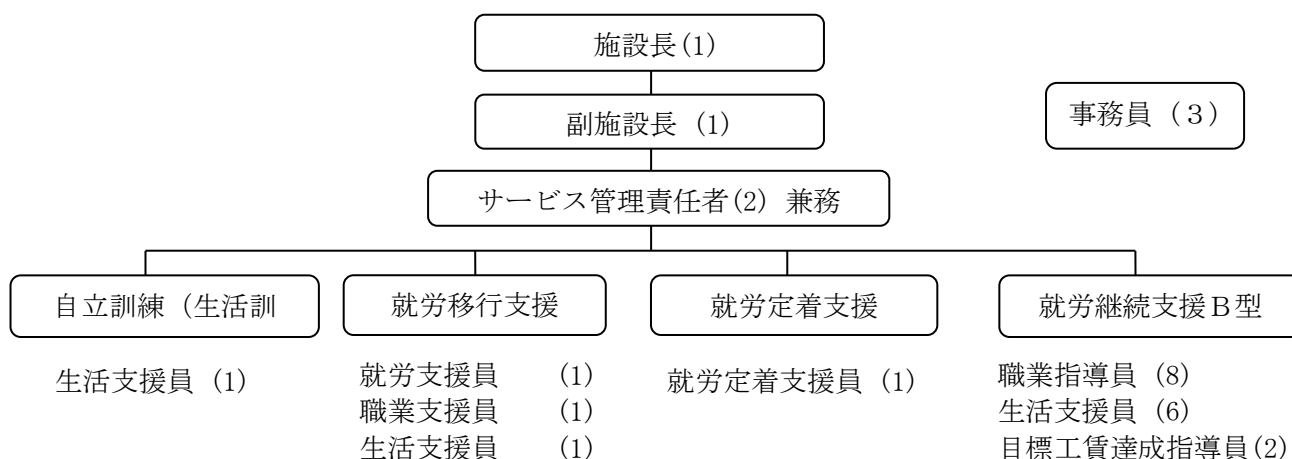
1. はじめに

平成22年度に多機能型事業所として開所し、10年が経過しました。スタート時は、利用者32名・職員11名でしたが、令和2年3月31日現在の在籍者は、利用者45名、職員26名となり、この10年間で年々増加をしてきました。特に就労継続支援B型は定員30名を大幅に超えている状況ですので、自立訓練・就労継続支援B型から就労移行支援・一般就労へとつながる支援を構築し、新たな利用希望者の受け入れやサービス変更に対応できるように努めてまいります。

今年度も、様々な障害をもつ個々の利用者の特性やニーズに対応できるよう、職員の研鑽に努め、質の高いサービスを提供できるように取り組んでまいります。また、障害者を取り巻く動向に目を向け、地域社会のなかで障害福祉施設として求められる使命や役割に応えることができるよう、個々の職員の意識改革やスキルアップを目指してまいります。

2. 事業所の運營業務及び内容

(1) 組織図及び職員体制



職 名	常 勤	非常勤	備 考	資 格
施 設 長	1		女 1	介護福祉士 1 (兼務)
副 施 設 長	(1 兼務)		女 1	介護福祉士 1 (兼務)
サービス管理責任者	(1 兼務)	(1 兼務)	男(1) 女(1)	介護福祉士・1号ジョブコーチ
生 活 支 援 員	4 (1 兼務)	3	男 1 女 7	介護福祉士 2 1号ジョブコーチ (兼務)
職 業 指 導 員	2	8(2 兼務)	男(4) 女 5	栄養士 1・1号ジョブコーチ
就 労 支 援 員	1		女 1	社会福祉士・介護福祉士 精神保健福祉士
就労定着支援員		(1)	男 1	1号ジョブコーチ (兼務)
目標工賃達成指導員	1		男 1 女 1	
調 理 員		2	女 2	調理師
事 務 員	2	1	男 1 女 2	
合 計	9	17	男 8 女 18	

(2) 事業所の管理運営方針

① 基本理念

福祉サービスを必要とする利用者が、地域社会の中で個人の尊厳や権利が保障され、その有する能力を最大限に発揮し、希望する生活を健全に営むことができるよう、利用者の立場に立ち利用者の意向を尊重した支援計画のもと、多様な福祉サービスを連携と和をもって総合的に提供することを目的とし、地域にあつては地域に根差し貢献できる事業所であることを基本理念とします。

② 人権への配慮

利用者の人権に配慮し、個人情報の保護に関する要項、職務規定等に則って周知徹底を図ります。

③ 地域貢献への理念

ありんこ創設以変わらぬ理念が、“地域と共にある”ことです。事業所の中で或いは福祉サービスの枠の中で完結してしまうだけの支援や活動ではなく、一般社会の中で理解を得、認められ、実を結んでいけることを目的に、事業所が、あるいは利用者や職員が出来ることを通して地域貢献や奉仕活動に取り組みます。

(3) 利用者状況（令和2年4月1日現在）

生活 訓練		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	3	0	0	0	0	0	3
	女	1	0	0	0	0	0	1
	計	4	0	0	0	0	0	4

就 労 移 行		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	2	1	0	0	1	0	4
	女	1	0	1	0	0	0	2
	計	3	1	1	0	1	0	6

就 労 定 着 支 援		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	2	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	0	0	0	0	0

就 労 B 継 続 型		20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
	男	0	7	7	7	1	0	22
	女	0	1	1	4	6	2	14
	計	0	8	8	11	7	2	36

3. サービスの概要

(1) サービスの内容

① 自立訓練（生活訓練）

基本的な生活リズムを確立し、自立した生活を営むため、時間や金銭の管理能力、炊事や洗濯、掃除などの家事能力、対人関係を築くコミュニケーション能力、健康で衛生的な身体保持のための体力作りや自己管理能力などの向上及び習得を目標に、一定期間必要な学習や訓練を提供します。

令和2年度は、支援学校を卒業して2年目を迎える利用者さん4名でスタートします。生活訓練を1年間経験してきた3名の利用者さんは、様々な活動や作業に対して好奇心旺盛で意欲を持って取り組んでおります。他事業から移行する1名の利用者さんを加え、お一人お一人の強みを生かし、希望に添うことが出来るような活動の場を提供し、自主性の向上を目指します。また、将来の事も視野に入れ、他事業との連携を図りながら、施設外作業の体験実習にも積極的に取り組んで参ります。

また、引き続き、従来取り組んでおります家事訓練、イベントや各教室（陶芸、料理、茶道、絵手紙、クラフト等）への社会参加、地域資源を利用した外出訓練等を行い、四季を味わいながら、心豊かに過ごし、ありんこに通うことが楽しいと感じられるよう取り組んで参ります。楽しく通うことが、やがて生活リズムの確立や衛生面への気遣い、コミュニケーション能力の向上に繋がると思います。



<作業訓練>



<外出訓練>



<調理訓練>



<地域のゴミ拾い>



<陶芸教室>



<作品作り>

② 就労移行支援事業

一般就労を目指す方に、様々な職業訓練（免許や資格取得のための学習、履歴書の書き方、面接練習、職場マナーの習得、企業実習など）を一定期間提供し、職業能力を高め、就職活動や職場定着が不安なく行えるようにサポートします。

また、雇用先企業や実習先企業の開拓や充実のための取り組みを、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して行います。

③ 就労定着支援事業

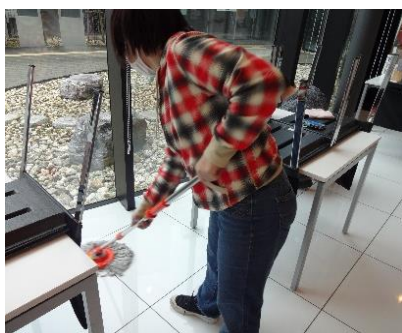
一般就労されている障害のある方が、長く職場に定着できるように、働きやすい環境づくりをするためのサポートをします。一般就労から6ヶ月経過後～3年を上限にサービスを提供します。企業や医療、福祉等、関係機関との連携を密に図り、仕事面や生活面における課題解決に向け支援をしていきます。

<就労移行支援事業>

令和2年度は、個別対応を強化し、訓練内容の充実をはかっていきます。最近では精神障害をもつ利用者さんが増え、今まで以上に一人一人に合わせた個別対応の重要性を実感しています。職員も積極的に研修等に参加し、専門的な知識や技能を身につけていく必要があります。専門的な知識や技能に基づいた支援を行うことで、訓練内容を充実させ、利用者さんの就労準備性を高め、一般就労につなげていきます。

<就労定着支援事業>

平成31年度の就労定着支援事業の契約者数は2名であり、令和2年度は、契約者数、支援件数を増やしていきたいです。一般就労後の職場定着に向け、もっと事業を利用していただけよう働きかけると同時に、人員体制も整え、より多くの方に利用していただけるようにしていきます。



<カフェ清掃>



<企業実習>



<個別訓練>

④ 就労継続支援B型

- (ア) 一般企業からの受託作業（部品加工、紙器加工、分別、計量梱包等）、リサイクル作業、自主製品作業（お弁当・惣菜・菓子製造・食品加工作業、アクセサリや布製品作り）を提供し、就労に必要な知識や能力の開発、習得のための支援に取り組み、やりがいのもてる就労につなげます。
- (イ) 各種イベントなどでの販売活動を通して、地域の方々とのコミュニケーションの場を提供し、社会性を高めるとともに、安定した授産活動と工賃向上に取り組みます。
- (ウ) 事業所以外における施設外就労や施設外支援、うどんカフェや企業での就労及び実習等を実施し、一般就労及び就労移行支援事業につながる育成を図ります。

令和2年度は、生活訓練からのサービス変更者が2名加わり、36名でスタートします。30名の定員を大幅に上回っているため、就労移行支援や一般就労へと繋がる支援の構築を目指します。

目標月額工賃については23,000円に設定し、新規の取引先や自主製品の販路の拡大等、目標工賃が達成できるよう取り組みます。また月1回開催している「就労継続支援B型事業内容検討会議」で所属職員の意見を出し合い、課題解決に向けて取り組みます。

利用者さんの健康管理については、引き続き朝の健康チェックを行い、健康状態の維持・把握に努めてまいります。

<作業係>

各利用者さんの適性や好みに配慮しつつ、既存の作業に加え、地域の関係機関や保護者の方々から広く情報を収集し、新たな作業や取引先の獲得を行います。また企業と連携し、治具の導入・開発などを行い、生産性の向上を図ります。

さらに、利益率の高い自主製品の販売を行い、作業工賃の向上を目指してまいります。また、利用者さんの特性に対応し、安心して作業に臨むことができる環境を整えるために、地下作業室の整備を進めます。



<部品加工作業>



<チラシ封入作業>



<野草計量作業>



<施設外：箱折作業>



<施設外：リネン仕分け作業>



<イベント販売>

食品の提供に関わる各係では、衛生管理表を用いて毎日チェックを行い、衛生管理の強化・徹をを図ります。また、食品改正法の改正により、4月から新法に基づく食品表示に移行するので、「食品表示・栄養成分ソフト」の導入を検討します。

<お菓子係>

菓子・食品製造では、企業での昼販売の商品の見直し・向上を行い、定着を目指してまいります。また、食品表示の改正もあるので、さらに食の安全に努めてまいります。

<厨房係>

令和2年度は、利用者さん4名・職員4名でスタートします。育児休暇を終えた職員が復帰するので、心機一転皆で力を合わせ頑張っていきたいと思っております。また、厨房での実習を行い、利用者さんの増員を検討します。利用者さんが、調理に必要な技術を習得できるよう、一人一人に合った訓練・支援を行う機会を提供します。

お弁当の内容や原材料等の見直しを行いコスト削減に取り組むとともに、特別注文弁当は、受注数の収入と支出のバランスを考え、利用者さんと職員の出勤を調整しながら対応します。

引き続き、利用者さん・職員の衛生面・体調面に気をつけ、おいしく安心・安全なお弁当を提供できるように努めます。

<ありんどう係>

うどんカフェありんどうでは、引き続きポイントカードやチラシの配布、新メニューの開拓等で来店者数を増やす努力をし、お客様が居心地良くお食事ができるような環境づくりを心掛けていきます。また、障害をもつ方が働く場として仕事の体験ができる機会を増やすことができるように努めます。



<120食のお弁当作り>



<特別注文弁当>



<厨房班作業風景>



<お菓子班作業風景>



<うどんカフェありんどう>



<ボーリング大会参加>

(2) 事業所の共通目標

- ① 利用者のニーズを把握し、社会通念に照らした取り組みをする中で、障がいがあっても、できる事を通して社会貢献し生き甲斐のもてる生活の獲得を目指します。
- ② 活動や作業を通して社会に必要とされている事や自分の能力の可能性を知り、責任をもって行動することで、自立へつながる事を実感できる取り組みを目指します。
- ③ 個々の体調や精神状態にあわせた柔軟な対応ができる支援体制を確立すると共に、利用者が自身で健康に留意し、自己の体調管理ができるよう支援を図ります。
- ④ 地域への奉仕活動や交流活動を通して、地域に応援してもらえる人作り、事業所作りに力を注ぎ、共に生きる社会の実現を目指します。

(3) 日 課

9 : 0 0	ラジオ体操・全体朝礼	1 3 : 0 0	①午後の作業開始
9 : 1 0	事業ごと朝の会 午前の作業	1 3 : 3 0	②午後の作業開始
		1 5 : 3 0	休憩
1 2 : 0 0	昼食・昼休み① (生活訓練・継続B)	1 5 : 4 5	掃除
		1 6 : 0 0	事業ごと帰りの会
1 2 : 3 0	昼食・昼休み② (就労移行・厨房班)	1 6 : 3 0	帰宅

(4) 支援計画

サービス管理責任者が、利用者及びご家族に面談し、ご本人やご家族の意向を尊重した利用者のやる気を引き出せる個別目標と支援計画を担当支援員等の意見を踏まえ作成し、利用者のご家族に説明を行い同意していただいた上で実践して参ります。

さらに定期的にモニタリング、評価、検証を行い、計画の変更や見直しについても利用者やご家族の同意のもとに行います。

(5) 作業および作業訓練内容

① 自立訓練（生活訓練）

家事能力の習得・向上	⇒	調理訓練、洗濯訓練、掃除訓練、裁縫訓練等
身辺処理能力の習得・向上	⇒	身だしなみや整容のチェック、歯磨き訓練等
自己管理能力の習得・向上	⇒	健康チェック、体力作り、病気等の予防学習、 時間管理訓練、金銭管理訓練（買い物訓練含む）等
コミュニケーション力の向上	⇒	挨拶、返事、連絡、報告などの訓練、言葉使いの学習、 対面時の距離感や態度の学習、接客の学習 等
地域資源を活用した生活の充実	⇒	公共機関や資源の活用訓練、創作活動への参加等 地域交流活動（ゴミ拾いやイベント等への参加）

② 就労移行支援

- (ア) 個別訓練 パソコン、各種運転免許、読み書き・計算、金銭管理、清掃 等
- (イ) 就職準備訓練 ビジネスマナー、履歴書等書類の書き方、面接練習、会社見学、ハローワーク活用 等
- (ウ) 作業訓練 部品の検査や組み立て、洗車作業、環境整備作業 等
- (エ) 施設外訓練 企業実習、うどんカフェ店員、施設外支援や施設外就労の提供 等
- (オ) その他 研修会やイベント参加等

③ 就労継続支援B型

- (ア) 羽田紙器 (ダンボール組み立て 等)
- (イ) 道志ダンパー (部品組み込み)
- (ウ) 亀齢堂、ファルマフード研究所 (健康食品や野草の計量袋詰め)
- (エ) 江北ゴム (箱組み立て)
- (オ) エコテクノロジー (保冷剤袋入れ)
- (カ) ミナモト (チラシ等袋入れ・部品加工)
- (キ) ユキプラ (部品加工)
- (ク) 中央労働金庫富士吉田支店 (チラシ等のセット)
- (ケ) 火祭りロードレース事務局 (チラシ等のセット)
- (コ) リサイクル作業 (アルミ、スチール等金属や古紙ダンボール等の回収と処理)
- (サ) お弁当作り (事業所昼食、宅配、売店販売、特別注文、イベント販売)
- (シ) お菓子作り、ドライフルーツ作り、手工芸品作り、漬物等加工品作り
- (ス) バザーや模擬店等への出店
- (セ) 企業実習 (あんずの森)
- (ソ) 施設外作業 (うどんカフェ、黒田(株)、青少年センター、ベネック、ミナモト)

(6) 健康管理における計画

① 健康診断の実施 (年1回)

- ・財団法人山梨県健康管理事業団で実施する健康診断
身体測定 血圧測定 血液検査 尿検査 視力 聴力
心電図 胸部レントゲン 問診

② インフルエンザ・コロナウイルス・ノロウイルス等、感染症に対する予防

- ・マスクの着用
- ・薬用石鹸による手洗いやうがいの励行
(外出から戻った後やトイレの後、食事の前、その他必要に応じて)
- ・掲示物や声かけにより目や耳からの情報を提供
- ・実際に正しい手洗いやうがいができるよう訓練

③ 事故等の発生時の対応

- ・急病、発作、事故等、人命に関わるものは消防署に通報し救急にて応急処置を施す。
- ・軽度の場合は、できる限りの応急処置をし、通院の必用があれば職員が同行。家族にも連絡をする。
- ・その限りではないものは、施設で休養するか早退などの対応をとる。

(7) 教養・娯楽・行事における計画

- ① 社会人として必要な教養を身に付け、季節の行事や地域での祭りや催しに積極的に参加し、交流や娯楽を通して生活に潤いと楽しみを得る。

研修旅行 お花見 ボウリング大会 忘年会
季節の行事や祭りへの参加及び見学 社会施設等の見学
研修会・勉強会（時事問題 障がい者関連の問題や話題 生活研修 等）

- ② 障害者スポーツ大会への参加

ボウリング 水泳 フライングディスク 陸上 等

- ③ 障害者援護の会ありんこ、ありんこクラブ、ありんこの保護者会・友の会が主催するイベントへの支援や協力、または合同開催のイベントへの参加及び協力

新年互礼会 ありんこ祭り フリーマーケット広場 手話コーラス

- ④ 地域のイベントや他施設との交流、研修会等への参加

富士ふれあいの村祭り ヨハネ祭 pal-pal 祭 けやき園桜祭り あんずの森祭り
新倉山浅間公園桜祭り 富士吉田市立看護専門学校学園祭 富士山マーケット
忍野村福祉健康祭り 西桂福祉健康祭り 富楽時祭り
青少年センター赤い屋根のお祭り 麦の穂交流会 富士吉田太陽の集い
いずみ主催研修会 富士ふれあいセンター主催研修会
その他（地域での祭事やイベント、研修会等）

(8) 防災訓練

- ・ 消防計画に基づき、年2回実施します。
- ・ 地域主催の防災訓練、避難訓練に参加します。

(9) 防犯訓練

- ・ 防犯計画に基づき、年2回実施します。

4. 地域との連携

(1) ボランティア、実習生の受け入れ

事業所の運営方針に基づき、地域に開かれた地域貢献のできる事業所、地域に正しい理解の輪を広げ応援していただける取り組みの実践の一環として、学生や一般のボランティア及び福祉・保育・教育・医療を学ぶ学生の実習等を受け入れています。

(2) 障がい児・者の実習や体験の受け入れ

支援学校が実施する現場実習や、障害者就業・生活支援センターが行う就労基礎訓練の併設施設として、就労を目指す障がい児・者の作業体験を受け入れています。

(3) 地域との交流

- ・ 地域で開催される福祉関係主催以外のイベント等へ参加・協力します。
（大明見地区夏祭り、富士吉田市民夏祭り、富楽時祭り 富士山マーケット等）
- ・ 事業所主催のイベントへ地域の皆様を招待し交流をもちます。
（ありんこ祭り、フリーマーケット広場、研修会）
- ・ 地域の自治会へ加入し清掃や行事に積極的に参加します。
- ・ 地域の団体、企業、学校等からの事業所見学や講演・研修依頼に応じます。

5. 職員研修会、会議

(1) 職員研修

職員は必要な研修や支援員として個人的なスキルアップのための勉強等、福祉支援のプロとしての資質、力量を高める努力をし、利用者との信頼関係の構築、相談事への対応、本人中心の支援に向けた取り組みなどに知識と誠意と自信をもって当たれるよう、自己啓発を基本に事業所内研修会の開催や各種研修会への参加、他事業所等の見学などを積極的に行います。

また、法人に対しては、研修などが受講しやすい環境作りや係る費用の支援などについてバックアップしていただけるよう働き掛けていきます。

(2) 職員会議

事業所運営、支援体制をより円滑に柔軟にするために、また、より良き支援の提供のために、次の会議を開催します。

職員会議（月 1 回） 就労継続支援 B 型事業内容検討会議（月 1 回）
 年度の総括及び計画会議（年 1 回） ケース会議（随時）
 その他必要に応じた担当者会議（随時）

6. 主な年間行事予定

月	活動予定	月	活動予定
4	けやき園さくら祭り出店参加(11) 新倉山浅間公園桜祭り出店参加(12) 市立富士吉田看護学校学園祭出店 フライングディスク大会参加(25) お花見交流会	10	ありんこ祭り開催 富士山マーケット出店参加 富士・東部圏域障害者就職面接会
5	障害者スポーツ大会参加(5) 赤い屋根のお祭り出店参加 ありんこフリーマーケット広場出店参加 防犯避難訓練	11	西桂福祉健康祭り出店参加 富士吉田太陽の集いへ参加 防災避難訓練
6	防災避難訓練 ありんこ事業所日帰り研修旅行 麦の穂交流会参加 富楽時祭り出店参加 富士山マーケット出店参加	12	健康診断 いずみ主催ボウリング大会へ参加 忘年会
7	忍野村健康福祉祭り出店参加 Pal-pal 祭出店参加 富士吉田市民夏祭りへ出店参加(18)	1	ありんこ新年互礼会開催 郡内地域生活支援事業所協議会交流会へ参加
8	あんずの森祭り出店参加 大明見夏祭り出店参加(14) 火祭りロードレース出店(23) 県障害者芸術文化祭へ出店参加	2	初午祭 節分
9	障害者作品展へ出展 昭和大学体験実習受け入れ ふれあいの村祭り出店参加(12) ヨハネ祭出店参加	3	納会

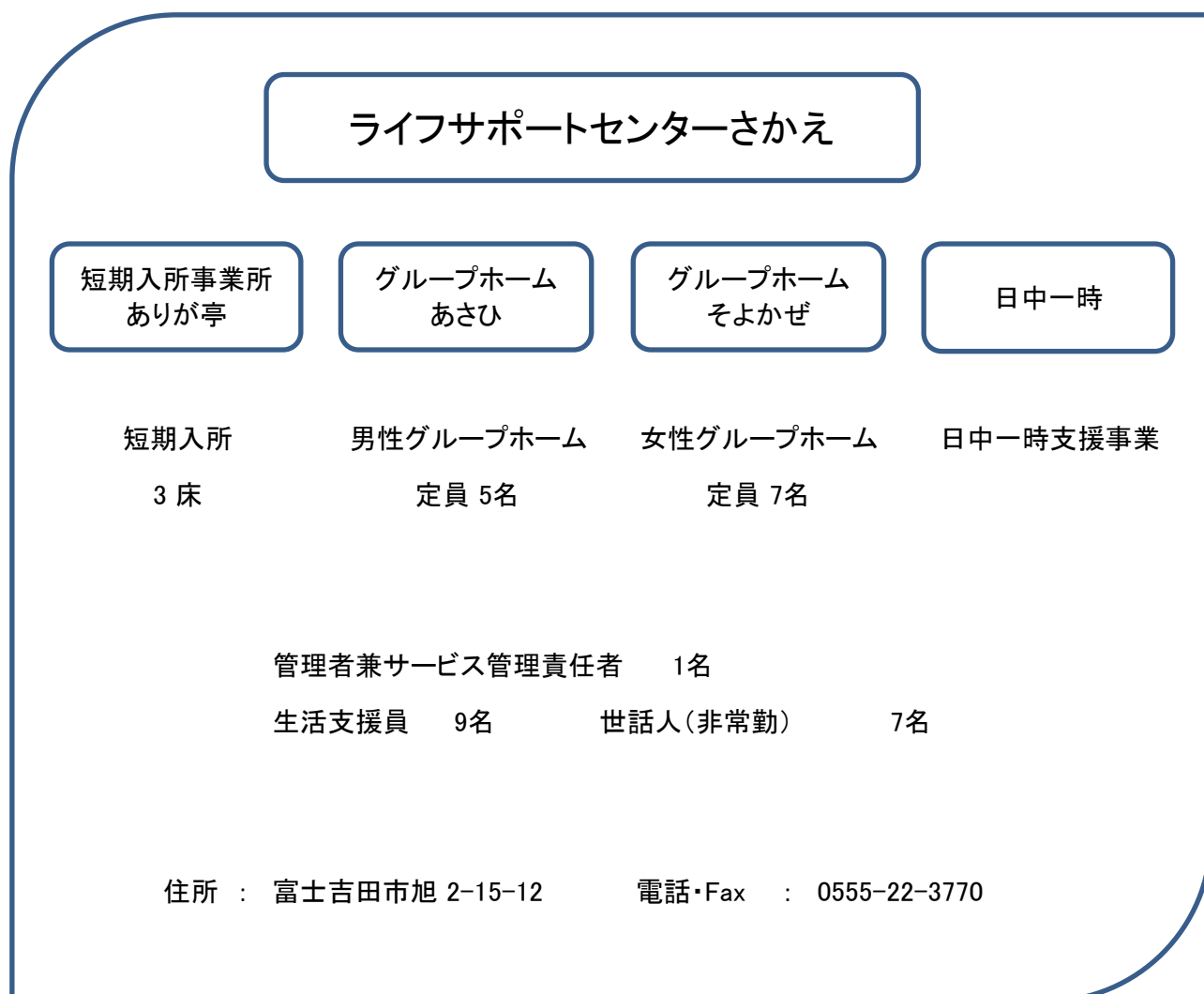
令和2年度事業計画 ライフサポートセンターさかえ

平成 30年 4月よりグループホームあさひと、短期入所事業所ありが亭が新しく開所となり既存のグループホームそよかぜと合わせ“ライフサポートセンターさかえ”としてスタートして 2 年たちました。

今年度は、新たに短期入所事業所の空きスペースに日中一時支援事業の展開に向けて準備を進めてまいります。

また、3年目に突入し、さらに障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために他機関とも連携を取り合い、地域福祉に貢献できるセンターを目指していきます。

利用者さんが安心して過ごせる場所の確保と受入れ体制の充実を図るために、職員のキャリアアップスキルアップを推進して、専門性の発揮を念頭におき事業をすすめてまいります。



令和2年度事業計画 グループホームあさひ・そよかぜ

1. はじめに

平成30年 4月より男性のグループホームあさひの開所に伴い、既存の女性のグループホームと合わせ12名の利用者さんが利用できることになりました。

今年度の課題は、男性グループホームに関しては、年度末に体験入居されていた方が4月 1日より本利用開始になりグループホームあさひは 3名でのスタートになりますが、空いてる部屋へ入居者を迎え定員を満たすことです。新たにグループホームを必要とされている方に安心して利用していただけるように働きかけていきます。

前年度より利用の利用者さんには、新たな課題、目標を見つけていただき、その上で支援の安定化を図り、穏やかに安心した日常の共同生活が送れるように、取り組んでいきたいと思ひます。

女性のグループホームに関しましては、31年度は、入院などの都合により1名が退居され新たに1名が入居されたので人員は7名と変わりませんが、利用者さんの年齢層が高くなってきておりますので日々の体調管理、衛生管理に気を配ることを続け、一人一人の希望や目標を再確認すると共に本人の意思を尊重した個別支援計画を作成し支援計画に沿った支援ができるように、関わる関係者皆で力を合わせて取り組んで参りたいと思ひます。

昨年10月より1名の方がトライアル雇用を経て一般就労することができましたので、ご本人がさらなる目標に向かっていけるように支援していきます。

また、昨年度防災訓練で指摘されたそよかぜの非常災害時の避難出口を1階南側の壁に取り付けます。

そのほか、支援者として必要な知識、技術を身に付けるために、研修会や他のグループホームの見学、勉強会などを積極的に行っていきたいと思ひます。

2. 事業所の運營業務及び内容

- | | | | | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|
| (1) 利用定員 | GHあさひ | 男性 5名 | GHそよかぜ | 女性 7名 |
| (2) 利用現員 | GHあさひ | 男性 3名 | GHそよかぜ | 女性 7名 |
| 支給決定援護市町村 | 富士吉田市 | 4名 | 富士河口湖町 | 1名 |
| | 都留市 | 1名 | 上野原市 | 2名 |
| | 東京都清瀬市 | 1名 | 西桂町 | 1名 |

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
男	0	1	1	0	1	0
女	0	1	1	2	1	2
合計	0	2	2	2	2	2

(3) 職員	管理者(サービス管理責任者と兼務)	1名
	世話人(非常勤)	7名
(4) 開設年月日	平成19年11月 1日	(定員 4名)
	平成24年 4月 1日	(定員 7名)
	平成30年 4月 1日	(定員 12名)

(5) 運営基本理念

地域での生活を希望し、共同生活を必要とする人に外部サービス利用型共同生活援助サービスを提供することを目的とし、利用者の障害等を理解し、意思及び人格を尊重しながら生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活や地域活動等を図ります。

(6) サービスの内容

- ① 食事の提供(朝食・夕食)
- ② 日常生活の支援
 - ・ 日中活動の支援
 - ・ 掃除、洗濯、買い物等への支援や働きかけ
 - ・ 悩みや不安などの相談事への助言等の支援
- ③ 医療及び健康管理の支援
- ④ 金銭管理の援助
- ⑤ 行政手続きの支援及び代行

(7) 利用料

・ GHあさひ			
食材料費(朝食、夕食分)	月額	20,000円	(清算制)
家賃 (月額25,000円のところ特別給付費対象の場合)		15,000円	
水道光熱費・共益費	月額	15,000円	
・ GHそよかぜ			
食材料費(朝食、夕食分)	月額	20,000円	(清算制)
家賃 (月額20,000円のところ特別給付費対象の場合)		10,000円	
水道光熱費・共益費	月額	10,000円	

(8) 活動計画

4月	消防設備点検
5月	お花見
6月	あさひ・そよかぜ合同バーベキュー交流会 防災訓練
7月	防犯訓練
8月	旭町夏祭り出店参加
9月	そよかぜご近所バーベキュー交流会
10月	ありんこ祭り参加 法人防犯訓練参加 消防設備点検
11月	防災訓練
12月	忘年会・餅つき
1月	ありんこ新年互礼会参加
3月	一日研修(納会)

- ・ 利用者誕生会
- ・ 外食 (隔月1回)
- ・ 世話人会議 (毎月1回)
- ・ バックアップ施設の職員等との交流会 (随時)

令和2年度事業計画 短期入所事業所 ありが亭

1. はじめに

平成30年 4月より短期入所ありが亭の事業を開始いたしました。
保護者や家族などが、病気、冠婚葬祭・就労・災害・出張・看護・介護疲れによる休養、その他の理由により、一時的に施設で預かり、入浴、排泄や食事などのサービスを提供します。

2. 事業の目的

障がい者が、可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、居宅の生活が一時的に困難になった障がい者に対し、短期的な利用を提供して日常生活上の支援を行うことを目的とします。

3. 事業の基本方針

利用者の障がいを理解し、意思及び人格を尊重しながら、生活環境に溶け込めるように、利用者の立場に立って援助を行い、利用者の自立生活、地域活動等を図っていくことを運営の基本方針としています。

4. 事業の運営業務及び内容

ご家族の疾病その他の理由・都合等により短期の施設入所を希望される方に、入浴・排泄及び食事の支援・その他必要な支援を適切に行います。

- (1) 利用定員 3 床
- (2) 対象者 知的障害者 障害支援区分が 1 以上である方
- (3) 対象地域 富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村
- (4) 職員 管理者 1名 生活支援員 9名
- (5) 開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日

5. 目標、計画

令和2年度の目標は、より多くの短期入所を必要としている利用者さんに利用の場を提供し、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、安心して利用していただけるよう体制を整えていくことです。

◎ 1カ月の利用予定者数

区分	人数(人)	日数(日)
1	2	4
2	5	12
3	5	12
4	3	6
5	1	4

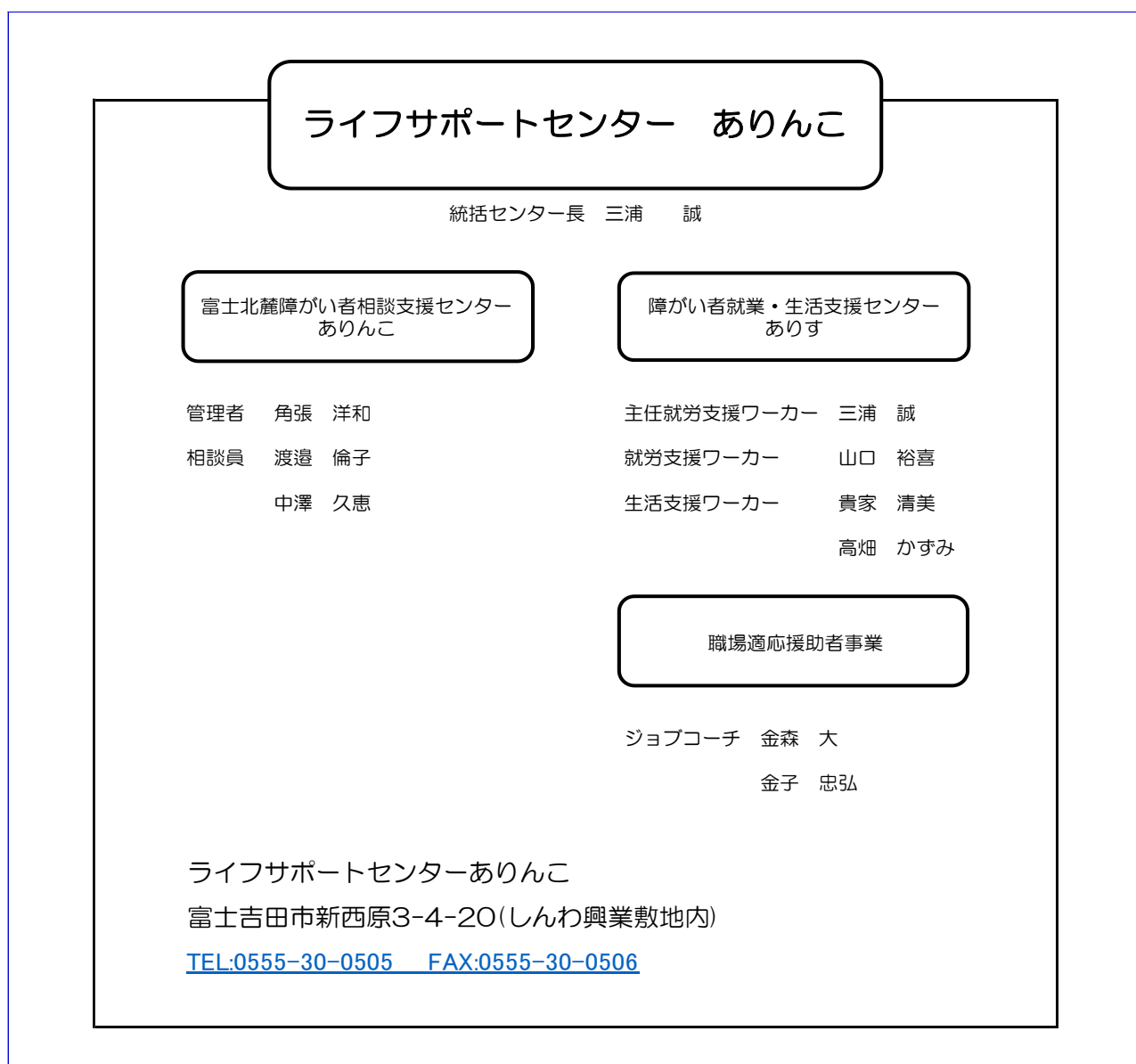
令和2年度事業計画 ライフサポートセンターありんこ

関係機関との連携体制の強化や、より専門的で広範囲な相談支援の提供を推進するため、ライフサポートセンターありんこにおいて研修会等を企画し、支援者の資質の向上やスキルアップを図り、地域福祉に貢献できるセンターを目指します。

昨年度は、北麓圏域にて「知ってもらいたい我が町の福祉事業所」という題で、地域で生活されている住民の方たちに「障がい者を身近に感じていただきたい」との思から、北麓圏域で活動している福祉事業所の方より事業の説明や地域との繋がりについて話しをしていただきました。本年度は、東部圏域での開催を検討していきます。

今年度のライフサポートセンターありんこの事業と予定

- ・「知ってもらいたい我が町の福祉事業所」研修会を東部圏域で開催 11月下旬を予定
- ・タイヤ倉庫の修繕(外壁の塗装)



令和2年度事業計画

富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

<指定特定相談支援及び指定障害児相談支援>

1. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（以下「障害者自立支援法」という。）（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者または障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的としています。

2. 運営の基本方針

事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1名（非常勤）

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員 2名（専任2名）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

4. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分～17時30分

5. 事業の内容

- (1) 指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施します。
- (2) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成します。
- (3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付します。
- (4) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案に位置づけた福祉サービス事業等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成します。
- (5) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録します。

6. 通常の事業の実施地域

富士北麓6市町村全域（富士吉田市 富士河口湖町 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村）
その他近隣市町村 ただし相談によってこの限りではない。

7. 主たる対象者

身体障害児・者 知的障害児・者 精神障害児・者 発達障害児・者 難病の方

<地域移行・地域定着支援>

1. 事業の内容

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。

地域定着支援・・・居宅において単身等で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2. 事業の目的

本事業は、関係機関連携の下に、医療、福祉等の支援を行うという観点に基づき、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することで、障害者が住み慣れた地域を拠点とし、自らの意向に即して充実した生活を送ることができるようにすることを目的としています。

3. 事業運営方針

- ① 地域移行支援又は地域定着支援は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と密接な関係の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。
- ② 地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行います。
- ③ 事業所は提供する地域移行支援又は地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ④ 利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報の保護に努めます。

4. 相談可能な範囲

身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 難病 その他

5. 相談担当者

相談支援専門員(2名)で対応します。

6. 営業日および営業時間

- ① 開所曜日：月曜日～金曜日（緊急時は土曜、日曜、祝日も対応可能とします）
- ② 時間帯：8時30分～17時30分（緊急時は時間外の対応可能とします）
- ③ 休業日：土曜日、日曜日、祝日（緊急時はこの限りではありません）
- ④ 対象・専門外の相談に対する対応：関係機関と連携をとり対応します

7. 今年度の予定と目標

①令和2年度の予定

- ・強度行動障害支援者養成研修への出席
- ・その他の研修への出席
- ・相談支援ソフトの導入

②令和2年度の目標

	令和2年度の目標
契約者数(者)	149名
契約者数(児)	10名
計画作成件数	150件
モニタリング件数	165件

令和2年度事業計画

障がい者就業・生活支援センターありす

1. はじめに

ありすが開所し10年目を迎えようとしています。富士北麓、東部圏域の社会資源も徐々にではありますが増えてきております。

ありすにおいては、新規登録者の大半が精神障がい者で、登録者数の40%を占めております。精神障がい者の中には、安定した就労生活の継続に課題のある方も多くみられます。

本年度も昨年度同様に、職場実習に力を入れていきます。体験的な職場実習を望む声も多く、当センターの職場実習や労働局の実習制度、職業センターの制度を利用しながら、当事者一人一人に合った就労を考えていきます。精神障がいの方の支援につきましては、関係機関の連携体制の構築や積極的に研修など等に参加し、研鑽に努めます。

目標数値にとらわれ、目の前の支援がおさなりにならないように心掛けます。

2. 事業の概要

(1) 名称設置場所

名称：障がい者就業・生活支援センター ありす

所在地：山梨県富士吉田市新西原3-4-20 電話番号 0555-30-0505

(2) 職員の設置計画

職員	人数	勤務形態	性別	経験年数	備考
主任就労支援員	1	常勤	男	22年	就労支援経験14年 サービス管理責任者
就労支援員	1	常勤	男	18年	社会福祉主事 就労支援経験10年
生活支援員	1	常勤	女	11年	就労支援経験10年 キャリアコンサルタント
生活支援員	1	非常勤	女	11カ月	

(3) 事業の目的

障がい者の雇用を進める上では、就職や職場定着などの就労面の支援ばかりでなく、生活習慣や日常生活の自己管理等に関する生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要です。

このため、就職を希望する障がい者、何らかの事情により離職した障がい者や離職するおそれがある在職中の障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ることを目的とします。

(4) 支援対象者

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障がい者が対象です。

- ① 就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② いったん就職したものの、何らかの理由により離職、もしくは休職するおそれがある者、または何らかの理由により離職した、もしくは休職している者など、職場定着のための継続的な支援が必要な者。

3. 今年度の計画

(1) 雇用安定事業の実施計画

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
1. 就業支援の実施		
(1) 相談・支援の実施	随時	<ul style="list-style-type: none">・障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の支援を行う。・事業主のご協力を得ながら、障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。・障がい者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。
(2) 在職者の交流活動の実施	年9回	在職者の交流会参加希望者に対して交流会を実施する。交流会では、グループワーク等で職場の悩み等を話し合う場を提供し、不適応課題の早期把握、改善を図り、職場定着を促進する。
(3) 就業支援担当者の研修等	年1回	障害者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流、情報交換を行う。（就業支援担当者1名）
2. 関係機関との連絡会議の開催	年6回	業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、障害者職業センター、自治体、福祉事務所、就労移行支援事業所、特別支援学校、県内の他の障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡会議を開催し、これらの機関との連携を図る。

(2) 生活支援事業の実施計画

① 地域内の障害者の状況把握及び登録

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) 地域へのPR活動	随時	施設や学校、自治体等への訪問や各種関係会議等でのPRを行う。

② 登録された障害者に対する支援

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
(1) 各種相談活動	随時	家庭、施設、学校、職場等への訪問または電話、メール等による相談や来所による相談を行う。
(2) ケース会議の開催 または出席	随時	関係者によるケース会議の開催、出席をする。
(3) 同行支援	随時	各種手続き、職場訪問、ハローワーク等への同行支援を行う。
(4) ハローワーク巡回 相談	毎月1回	各ハローワークにて相談日を設け、ニーズの掘り起こしを行うとともに周知活動などを行う。
(5) その他	必要時	各支援に必要とされる課題への取り組みを行う。

③ 関係機関との連絡調整

活 動 内 容	実施時期	実 施 方 法
(1) 就業・生活支援 センター合同連絡会議	年4回	県内4センター合同(持ち回り)会議の開催を行う。
(2) 各地域自立支援協 議会就労部会への出席	1~2ヵ月毎	各地域自立支援協議会就労部会主催の会議へ出席する。
(3) 支援学校、事業所 主催の会議への出席	随時	依頼等により出席する。
(4) 連絡調整等	随時	必要時に訪問、電話、メール等により連絡調整を行う。

4. 今年度の目標

	令和2年度目標
登録者数	360名
相談件数	3,500件
就職件数	40件
実習件数	25件

5. その他

- ・研修等への参加
- ・パソコンのリースの再契約

令和2年度事業計画 職場適応援助者事業

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業は、障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ることを目的としています

1. ジョブコーチ支援の内容

- ・ジョブコーチ支援は、対象障がい者がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施します。
- ・障がい者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障がい特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。
- ・ジョブコーチが行う障がい者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指します。

2. 今年度の目標

	令和2年度目標
支援人数	7 名
支援件数	90 件

令和2年度 富士北麓障害者基幹相談支援センター(ふじのわ)事業計画書

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今年度全体目標	①基幹相談支援センター開設後4年目を迎え、新たに組織づくりを強化し、センターのやるべきこと等コンプライアンスを持って支援にあたる。 ②事業所(福祉サービス事業所等、相談支援事業所、保健所、医療機関、行政等)と連携し、人材育成や研修会を企画していく。 ③困難事例に関して、多職種連携を図りつつ、スーパービジョンを実施し、問題解決を図っていく。 ④自立支援協議会等と連携しながら、地域生活支援拠点事業や医療的ケアの問題について協議を重ね地域の体制整備を構築する。											
談合支援的・専門的な相談	目標 ①専門性を高めるために、事例検討会の事前出張方式も取り入れながら、スーパービジョンを展開する。 ②6市町村や他機関が抱えている困難ケースを共有し、官民協働で連携を図りながら解決に取り組む。											
取組内容	・基幹相談支援センターの周知(6市町村の広報やチラシの配布等) ・ふじのわ内でのミーティングを実施する(月曜日朝後) ・月1回ふじのわ会議の開催(困難事例検討会も兼ねる)						・市町村とのミーティングの実施(協議会の後に実施) ・スーパービジョンの実施(ふじのわ内・事業所等へ出張講座)					
方法・スケジュール	ふじのわ会議 スーパービジョン											
相談支援体制の強化	①関係機関とのネットワークを図る(相談事業所や精神科病院、居宅介護事業所等・児童関係者との連携) ②富士・東部相談支援ネットワークの後方支援及び相談支援事業所評価の実施 ③居宅介護事業所や介護支援専門員との連携を図る											
取組内容	・富士・東部相談支援ネットワーク ・相談支援に関する研修会・事例検討会(ふじのわ検討会への参加)						・居宅介護事業所、居宅介護支援事業所等との意見交換会・研修会の実施 ・相談支援事業所評価の実施					
方法・スケジュール	相談支援研修 富士東部相談支援ネットワーク 相談支援事業所評価 居宅介護事業所意見交換会 支援学校保護者向けの研修会 居宅介護研修会											
地域移行・地域定着の促進	①富士・東部地域移行体制整備協議会(案)の検討を行い、精神障害者にも対応した地域ケアシステムの土台づくりを行う。 ②地域移行に向けて県内の精神科病院と連携を図り、地域移行・定着支援の相談支援事業所の強化を図る ③精神障害者の理解のために研修会を検討する。											
取組内容	・精神障害者の理解促進の支援 ・市町村と計画相談事業所とのケース検討会開催						・保健所と連携し地域移行体制整備協議会(地域ケアシステム)の体制作り ・地域移行の事例を用いて地域移行・定着の学習会の開催					
方法・スケジュール	関係機関との連携 精神障害者の理解促進研修 地域移行・定着の研修会 地域ケアシステム検討会											
普及啓発活動等	①6市町村の社会福祉協議会と連携しながら、地域住民や保護者に向けて障害の理解や、福祉サービスの理解を促進する。											
取組内容	・県地域移行支援事業との連携を図りピアサポーターを活用し、精神障害者への理解を深める(民生委員の定例会や研修会への参画) ・地域の防災訓練の参加を促す						・福祉サービス等の説明や理解等を支援学校や地域の学校へ発信していく ・地域生活支援等拠点事業について周知と理解を促進する					
方法・スケジュール	ピアサポーター活用 当事者避難訓練促進 6市町村社協との 地域生活支援等拠点事業の支援・コーディネーター機能											
見権制利権の護相・虐待の防止・成年後	①障害者虐待防止法や障害者差別解消法、権利条約等の法的な根拠に基づき、理解促進を図るため、具体的に市町村と協議を行う。 ②虐待のケースに対して市町村への後方支援及び研修会の実施等を実施する。 ③成年後見利用制度の普及・支援について市町村と連携し、事例検討を実施する。											
取組内容	・自立支援協議会等において権利被害や虐待の事例の確認 ・虐待のケースに関して市町村の虐待防止センターと連携し、本人支援や家族支援に関わる ・日常生活自立支援事業(社協)との連携						・自立支援協議会等において権利被害や虐待の事例の確認 ・虐待のケースに関して市町村の虐待防止センターと連携し、本人支援や家族支援に関わる ・日常生活自立支援事業(社協)との連携					
方法・スケジュール	成年後見制度支援 虐待防止の相談・支援 社協との連携 虐待防止研修会											
自立支援協議会の運営	①強度行動障害の支援体制について、県自立支援協議会のプロジェクトチームに参加し、地域の課題として提案しながら、県と連携していく。 ②年2回の全体会を開催し、地域の課題に沿った研修会を企画運営する。											
取組内容	・自立支援協議会の事務局(会議録作成、開催通知、出欠席確認、資料作成、会場設営、全体会の起案書作成等) ・各部会への参加(部会から課題を抽出する) ・協議会にて毎月の実績報告						・自立支援協議会の事務局(会議録作成、開催通知、出欠席確認、資料作成、会場設営、全体会の起案書作成等) ・各部会への参加(部会から課題を抽出する) ・協議会にて毎月の実績報告					
方法・スケジュール	事務局部会参加実績報告 全体会開催 県自立支援協議会PT 全体会開催											
基幹の目的						基幹相談支援センターの評価						
・地域における相談支援の中核的な役割を担う ・総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・高次脳機能障害・難病・発達障害・障害児等)及び各種サービスの利用援助や調整・社会資源の活用・情報提供等の実施に必要な支援を行う。特に令和2年度は、強度行動障害の地域事例について解決に向けて連携を図っていく。 ・富士北麓地域を基盤とし、関係機関との連携を図りながら、障害者(児)の自立と地域生活の推進を図るための拠点とした相談支援体制の要となる体制づくりや、市町村の地域生活支援拠点事業の後方支援を実施する。						①年2回の富士北麓障害者自立支援協議会の全体会において半期ごとの報告と評価を頂く。 ②毎月、運営会議にて、前月の基幹相談支援センターの実績や課題などを報告し、評価を得る。 ③年度初めに事業計画書、終わりに報告書を作成し、協議会で評価を得る。						

富士北麓障害者基幹相談支援センター業務整理・分担表 (R2年度)

事業項目	会議・部会名等	基幹担当者	行政担当・連携先等	内容・計画等
自立支援協議会	全体会	宮野・ちえ・典子	忍野村・鳴沢村	研修会・報告書・出欠席等
自立支援協議会	運営会議	宮野・ちえ	忍野村・鳴沢村	打ち合わせ・当日の進行・記録等
自立支援協議会	児童部会	曽根	富士河口湖町	課題の整理・年間の活動予定等
自立支援協議会	就労部会	宮野	西桂町・山中湖村	就労関係情報交換・情報提供・課題の整理等
自立支援協議会	地域部会	仲澤	富士吉田市	防災・権利擁護・移動支援等
自立支援協議会	地域生活支援拠点	典子	6市町村	事業所等説明会・コーデイネーター、管理者会議
自立支援協議会	強度行動障害担当	典子	富士吉田市	事例検討会の企画・立案 他基幹との連携等
基幹事業計画	当事者支援 (ピアカン)	5名のうち2名出席	当事者・事業所等	自主ピアカングループ「ふじさくや」後方支援
基幹事業計画	ふじのわ主催研修会	宮野 ちえ	支援者・事業所	意見交換会の開催・企画等
基幹事業計画	事例検討会	典子 他当番制	6市町村 事業所等	事例検討会の企画・立案 他基幹との連携等
県自立支援協議会	研修チーム	典子	山梨県障害福祉課	現任・主任相談支援専門員研修会等の企画等
県自立支援協議会	基幹・委託相談支援ネットワーク	4名のうち2名出席	山梨県障害福祉課	年2回のネットワークへの参加・情報交換等
圏域関係	富士東部相談支援ネットワーク	宮野・曽根・仲澤のうち2名出席	富士・東部圏域	相談に携わる関係者のネットワーク
圏域関係	ピアサポーター会議	仲澤	地域移行支援事業所	ピアサポーターの実績報告や課題の協議等
富士北麓	日常生活自立支援協議会委員会	典子	富士吉田市社協	基幹社協日常生活自立支援事業の報告・課題等
富士北麓	富士五湖広域消費者見守りネットワーク	曽根	富士吉田市消費者センター	消費者被害の課題・防止・関係機関との連携等

※業務で出席できない場合は、可能な限りの職員が代理で出席をする。

運営会議出席ローテーションシヨン (宮野：全参加)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事務局	宮野	宮野・ちえ	宮野	宮野	宮野	宮野	宮野	宮野・ちえ	宮野	宮野	宮野	宮野
報告者	渡辺	渡辺	宮野	仲澤	曽根	渡辺	仲澤	宮野	曽根	渡辺	仲澤	曽根
参加者	曽根・仲澤	仲澤	曽根・仲澤・典子	曽根・典子	典子・仲澤	曽根・仲澤	典子・曽根	曽根・仲澤	典子・仲澤	曽根・仲澤	典子・曽根	典子・仲澤
留守番	ちえ	曽根	ちえ	ちえ	ちえ	ちえ	ちえ	渡辺	ちえ	ちえ	ちえ	ちえ

全体会

全体会